

## 「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

お取引先企業の経営改善、事業承継、販路拡大、人事・労務などの経営課題やそれらに伴う各種補助金・助成金申請、企業間のビジネスマッチングなどを積極的に支援することにより、サプライチェーン全体での付加価値向上のために貢献します。また、専門知識を有するアドバイザーとの連携や経営相談会、公的支援策の案内などにより、持続可能な経営の実現に向けて支援します。

#### b. IT 実装支援

IT 専門事業者と連携し、お取引先企業のDX推進を支援します。

#### c. 専門人材マッチング

熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点等の支援機関や人材紹介等の専門事業者と連携し、いわゆる「プロフェッショナル人材（プロ人材）」の採用を通じて事業者の課題解決を支援します。

#### d. グリーン化の取組

資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」に金融機関として参加登録しており、パートナー省エネ支援機関と連携しお取引先企業の省エネ化を後押しすることで、地域の省エネ推進に貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当金庫は2019年12月に「熊本中央信用金庫SDGs宣言」を公表しており、今後も持続可能な地域社会の実現を目指します。

2024年9月25日

熊本中央信用金庫 理事長 岡本 浩幸